

小樽市勤労者共済会 給付事業一覧

給付種目			給付金額	備考(必要書類)
結婚祝金	会員が結婚したとき		20,000円	戸籍抄本(写)又は 住民票(写)※夫婦、世帯主及び世帯主との続柄の記載があるもの
銀婚祝金	結婚して25年に達したとき		10,000円	戸籍抄本(写)
出生祝金	会員または会員の配偶者が出産したとき		10,000円	母子手帳(写)又は子の保険証(写)
就学祝金	会員の子が小・中学校に入学したとき	小学校	10,000円	
		中学校	10,000円	
勤続祝金	在会して5年以上の会員が勤続して右の期間を経過したとき	勤続10年	10,000円	
		勤続20年	10,000円	
		勤続30年	10,000円	
退会慰労金	在会して5年以上の会員が定年退職したとき		10,000円	
死亡弔慰金	会員本人	交通事故による死亡	年齢に関係なく	①
		不慮の事故による死亡		
		71歳未満		
		71歳以上		
	配偶者の死亡		40,000円	死亡届、死亡診断書、除籍抄本、 喪中ハガキ、新聞(おくやみ欄)、 香典返しのお葬礼状など ※すべて写し可
	子の死亡		20,000円	
	親の死亡		10,000円	
	会員の同居親族が住宅災害により死亡したとき		20,000円	
住宅災害見舞金	火災等により	会員の居住する建物・家財が損害を受けたとき	建物・家財の損害の程度に応じて 300,000円～60,000円	②
	自然災害により	会員の居住する建物が損害を受けたとき	建物の損害の程度に応じて 90,000円～9,000円	
	会員の居住する建物が床上浸水したとき		18,000円	
重度障害後遺障害見舞金	会員が交通事故、不慮の事故により重度障害・後遺障害の状態となったとき		事由の発生原因及び障害の程度に応じて 1,050,000円～22,000円の範囲	③
	会員が疾病により重度障害の状態となったとき	71歳未満	300,000円	
		71歳以上	150,000円	
傷病見舞金	会員が傷病により右の期間を休業したとき	休業14日以上	10,000円	1、診断書、入院手術証明書など 【病名がわかる書類】(写) 2、出勤簿、タイムカードなど 【休業期間がわかる書類】(写) 3、本人保障・本人財産保障保険金請求書 (全労済協会提出書類) ※ 以上、計3通が必要です。
		休業30日以上	15,000円	
		休業60日以上	20,000円	
		休業90日以上	25,000円	
		休業120日以上	30,000円	

※ 給付金は、小樽市勤労者共済会給付金給付決定書(5号様式)にて、請求してください。

※ ①～③の給付金請求の際は証明書類が必要となり、それを基に全労済協会が審査し、判断いたしますので、事由発生後は速やかに事務局に御連絡ください。(☎ 0134-32-4111 内線262)

※ 給付金は、**事由発生日の翌日から、3年間の請求期間**がございます。

※ 同一世帯に会員が2名以上いる場合は、それぞれの会員が請求いただけます。

※ 親の死亡弔慰金については、同居・別居に関わらず、義父母・継父母も請求いただけます。

※ 事務局が会員異動届を受理した日以前に生じた事由については、対象とはなりません。

※ 給付金のお支払いは、毎月10日締め・15日払です。受付状況や金融機関の営業日により、支払日が前後することがございますので、御了承ください。